

令和8年6月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ガストーチに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
（うちガストーチ1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 11件  
（うち電気式浴室換気乾燥暖房機1件、リチウム電池内蔵充電器4件、  
ヘアドライヤー1件、延長コード（USB充電ポート付）1件、  
電気掃除機（自走式）1件、ノートパソコン1件、自転車2件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及  
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審  
議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### 株式会社イーラーが輸入したガストーチについて

(管理番号：A202600261)

#### ①事象について

株式会社イーラー（法人番号：5110001010692）が輸入したガストーチを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、製品からガスが漏れ、火災に至ったものと考えられます。

#### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2022年（令和4年）7月25日にウェブサイトへ情報掲載、購入者へのダイレクトメールの送付を行い、廃棄依頼及び返金を実施しています。

#### ③対象製品：商品名、JANコード、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	販売期間	対象台数
Mitas ガストーチバーナー	ER-THBR：JAN4580463472713	2016年7月 ～ 2019年6月	6,158
	ER-GSTH：JAN4550010023552	2019年6月21日 ～ 2022年7月13日	23,887

2022年（令和4年）7月25日からリコール（廃棄依頼・返金）を実施  
回収率：29.8%（2026年6月6日時点）

#### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2016年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2026年度	0	—	2020年度	0	—
2025年度	1	火災	2019年度	1	火災
2024年度	2	火災	2018年度	0	—
2023年度	1	火災	2017年度	0	—
2022年度	6	火災	2016年度	0	—
2021年度	2	火災			

※当該事故（管理番号：A202600261）は含まない。

<対象製品の外観>



ER-THBR



ER-GSTH

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う廃棄依頼及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社イーラリー

受付時間：9時～17時（メールは9時～15時）  
（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

電話番号：025-383-8606

メールアドレス：[recall@erally.co.jp](mailto:recall@erally.co.jp)

ウェブサイト：<https://www.erally.co.jp/info/170/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：日野、松本、中谷

電話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600261	令和8年6月2日	令和8年6月18日	ガストーチ	ER-GSTH	株式会社イーラリー (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、製品からガスが漏れ、火災に至ったものと考えられる。	東京都	令和4年7月25日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率: 29.8%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600256	令和8年6月8日	令和8年6月18日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和8年6月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600257	令和8年1月12日	令和8年6月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年3月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年6月10日
A202600258	令和8年1月17日	令和8年6月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和8年5月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年6月10日
A202600259	令和8年2月23日	令和8年6月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和8年5月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年6月11日
A202600260	令和8年5月22日	令和8年6月18日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202600262	令和8年6月6日	令和8年6月18日	延長コード(USB充電ポート付)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	令和8年6月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600263	令和8年5月10日	令和8年6月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年6月10日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600264	令和8年6月6日	令和8年6月19日	電気掃除機(自走式)	火災	火災警報器が鳴動し、発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
A202600265	令和8年6月1日	令和8年6月19日	ノートパソコン	火災	大学で当該製品をバッグに入れて移動中、異音に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600266	令和8年6月5日	令和8年6月19日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ブレーキをかけた際に前輪が脱輪し、転倒、右手を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202600267	令和8年6月11日	令和8年6月19日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、チェーンが外れてバランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし